

特定毒物使用者について

★モノフルオール酢酸の塩類を含有する製剤、燐化アルミニウムとその分解促進剤とを含有する製剤等の特定毒物を使用する場合には、特定毒物研究者等を除き、あらかじめ指定が必要です。

★新たに特定毒物使用者の指定を受けようとする場合は、事前に医療局医療安全課（TEL：045-671-3876）へご相談ください。

★特定毒物使用者指定申請をする場合は、次の書類を医療局医療安全課へご提出ください。

★手数料は必要ありません。

事 項		提 出 書 類	備 考
新 規 申 請		(1) 特定毒物使用者指定申請書 ①履歴書(法人の場合は定款若しくはこれに準ずる書類) ②森林を経営する者の場合は当該森林の区域の見取図、倉庫を有する者の場合は当該倉庫概要図及び付近の見取図 ③特定毒物の貯蔵場所の見取図及び貯蔵設備の概要図	☆ 新規設立法人の場合は、登記完了後に申請を行ってください。
変 更	開設者の氏名、住所（法人の名称、所在地）	(1) 特定毒物使用者指定申請事項変更届 ①特定毒物使用者指定証	☆ 変更後30日以内に届出を行ってください。
	特定毒物の品目の一部廃止	(1) 特定毒物使用者指定申請事項変更届 ①特定毒物使用者指定証	
	貯蔵場所、貯蔵設備	(1) 特定毒物使用者指定申請事項変更届 ①変更後の特定毒物の貯蔵場所の見取図又は貯蔵設備の概要図	
	特定毒物貯蔵責任者	(1) 特定毒物使用者指定申請事項変更届	☆ 変更後30日以内に届出を行ってください。 ☆ 変更内容欄には、変更前後の責任者氏名・住所を記載してください。
指 定 証 再 交 付		(1) 特定毒物使用者指定証再交付申請書 ①特定毒物使用者指定証（紛失の場合以外）	☆ 指定証を破り、汚し又は失ったとき。 ☆ 30日以内に申請を行ってください。
業 務 廃 止		(1) 特定毒物使用者業務廃止届 ①特定毒物使用者指定証	☆ 業務廃止後15日以内に届出を行ってください。
特 定 毒 物 の 所 有		(1) 特定毒物所有品目及び数量届書	☆ 業務を廃止した際に、特定毒物を所有している場合は、15日以内に届出を行ってください。

★使用について指定を要する特定毒物及び使用者は次のとおりです。なお、特定毒物使用者は特定毒物を次の用途以外の用途で使用することはできません。

No.	特 定 毒 物 の 種 類	使 用 者	用 途
1	モノフルオール酢酸の塩類を含有する製剤	①300ha以上の森林経営者 ②主として食糧貯蔵倉庫を経営する者 ③食糧を貯蔵するための倉庫を有し、かつ、食糧の製造もしくは加工を業とする者	野ねずみの駆除
2	ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイトを含有する製剤 (注意) 現在、製造されていないので、特定毒物使用者の指定は行わない	①農業者の組織する団体	かんきつ類、りんご、なし、ぶどう、桃、あんず、梅、ホップ、なたね、桑、しちとうい又は食用に供されることのない観賞用植物もしくはその球根の害虫の防除
3	モノフルオール酢酸アミドを含有する製剤 (注意) 現在、製造されていないので、特定毒物使用者の指定は行わない	①農業者の組織する団体	かんきつ類、りんご、なし、桃又はかきの害虫の防除
4	燐化アルミニウムとその分解促進剤とを含有する製剤	①燻蒸により倉庫内若しくはコンテナ内のねずみ、昆虫等を駆除することを業とする者 ②営業のために倉庫を有する者	倉庫内、コンテナ（産業標準化法に基づく日本産業規格Z1610号（大型コンテナ）に適合するコンテナ又はこれと同等以上の内容積を有する密閉形コンテナに限る）内におけるねずみ、昆虫等の駆除

★貯蔵場所における特定毒物の管理を行わせるため、次のいずれかに該当する特定毒物貯蔵責任者を設置してください。

- (1) 薬剤師
- (2) 学校教育法第50条に規定する高等学校又はこれと同等以上の学校で、応用化学に関する学課を修了した者
- (3) 都道府県知事が行う一般又は農業用品目毒物劇物取扱者試験の合格者